

(証券コード 3459)
(発信日) 2024年10月3日
(電子提供措置の開始日) 2024年10月3日

投資主各位

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
サムティ・レジデンシャル投資法人
執行役員 高橋 雅史

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、サムティ・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年10月28日（月曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第14条第1項乃至第3項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めており、本投資主総会に提出される議案はいずれも規約第14条第2項に定める議案に該当しません。従いまして、**投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

（本投資法人規約抜粋）

規約第14条第1項乃至第3項

（みなし賛成）

- 第14条 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成に関する規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）

(但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意)又は第206条第1項(資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。

3. 第1項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイト「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しております。

本投資法人のウェブサイト

<https://www.samty-residential.com/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(投資法人名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」→「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証のウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時：2024年10月29日(火曜日)午前10時00分
(受付午前9時30分～)
2. 場 所：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館 11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内 Room 2 + 3 + 4

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：会計監査人選任の件

以上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、本投資法人の提案について賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する必要がある場合は、その旨、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト（<https://www.samty-residential.com/>）及び東証のウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるサムティアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

本投資法人の規約を下記「2 変更の内容」に記載のとおり変更することをお願いするものです。

1 変更の理由

- (1) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」(昭和24年法律第181号、その後の改正を含みます。)及び「信用金庫法」(昭和26年法律第238号、その後の改正を含みます。)に基づく出資を行う必要があることから、本投資法人が借入れを行うために必要な場合にはかかる出資を行うことができるよう、本投資法人の投資対象としてこれらの出資を追加するものです(現行規約第29条第2項関係)。
- (2) 「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)及び「投資法人の計算に関する規則」(平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。)の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、本投資法人の規約において同様の定義を規定するものです(現行規約第33条第1項及び第35条第1項関係)。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第29条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は前項に掲げられた資産のほか、実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又はそれらの資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、以下に掲げる資産に投資する。</p> <p>①～⑩ (記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑪ 上記①から⑩までに掲げるもののほか、不動産関連資産への投資に付随して取得するその他の権利</p>	<p>第29条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人は前項に掲げられた資産のほか、実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又はそれらの資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、以下に掲げる資産に投資する。</p> <p>①～⑩ (現行のとおり)</p> <p>⑪ <u>中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号、その後の改正を含む。)</u>に定める出資</p> <p>⑫ <u>信用金庫法(昭和26年法律第238号、その後の改正を含む。)</u>に定める出資</p> <p>⑬ 上記①から⑫までに掲げるもののほか、不動産関連資産への投資に付随して取得するその他の権利</p>
<p>第33条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。)、一般社団法人投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則(その後の改正を含む。以下「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」という。)、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p>	<p>第33条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。<u>以下「投資法人の計算に関する規則」という。</u>)、一般社団法人投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則(その後の改正を含む。以下「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」という。)、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(1)～(8) (記載省略) 2.～3. (記載省略)	(1)～(8) (現行のとおり) 2.～3. (現行のとおり)
<p>第35条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算されるものとする。</p> <p>(2)～(3) (記載省略) 2.～5. (記載省略)</p>	<p>第35条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額が<u>出資総額等その他の投資法人の計算に関する規則第81条の2で定める各勘定科目に計上した額の合計額</u>（以下「<u>本出資総額等の合計額</u>」という。）を上回る場合において、当該純資産額から<u>本出資総額等の合計額を控除して得た金額</u>をいう。以下同じ。）の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算されるものとする。</p> <p>(2)～(3) (現行のとおり) 2.～5. (現行のとおり)</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員 高橋雅史は2024年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2024年11月1日付で、執行役員1名の選任をお願いするものです。任期は、2024年11月1日から2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2024年9月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
まつ お たか ゆき 松尾 貴之 (1978年2月6日)	2001年4月 株式会社和歌山銀行
	2001年12月 株式会社新橋
	2003年2月 サムティ開発株式会社
	2016年4月 サムティ株式会社 財務部 次長
	2019年2月 サムティ株式会社 福岡支店 副支店長
	2022年4月 サムティ株式会社 グループ営業推進部 次長
	2023年1月 サムティアセットマネジメント株式会社 ファンド投資運用部 部長 チーフ・インベストメントオフィサー
	2024年2月 サムティアセットマネジメント株式会社 レジデンシャルリート運用本部長 兼 レジデンシャルリート投資運用部 部長 (現任)

1. 会社名等は、原則として当時のものを記載しています。以下同じです。
2. 上記執行役員候補者は、2024年8月31日時点で本投資法人の投資口を0.8口（小数点第2位以下切捨て）所有しております。
3. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているサムティアセットマネジメント株式会社のレジデンシャルリート運用本部長 兼 レジデンシャルリート投資運用部 部長です。なお、2024年11月1日付でサムティアセットマネジメント株式会社 取締役 レジデンシャルリート運用本部長 兼 レジデンシャルリート投資運用部 部長に就任予定です。
4. 上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
5. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人の現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了するときである2026年10月31日までとします。

また、本議案による補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2024年9月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
ながしま ゆきひさ 長島 幸久 (1976年9月21日)	2002年12月 リアルリンク株式会社
	2008年2月 アセット・マネジャーズ株式会社
	2012年3月 燦アセットマネジメント株式会社
	2014年10月 サムティアセットマネジメント株式会社 リート運用本部 リート資産管理部 部長
	2018年9月 サムティアセットマネジメント株式会社 リート運用本部 リート投資運用部 部長
	2021年2月 サムティアセットマネジメント株式会社 リート運用本部長 兼 リート投資運用部 部長
	2022年2月 サムティアセットマネジメント株式会社 レジデンシャルリート運用本部長 兼 レジデンシャル リート投資運用部 部長 兼 レジデンシャルリート 資産管理部 部長
	2023年6月 サムティアセットマネジメント株式会社 レジデンシャルリート運用本部長 兼 レジデンシ ャルリート投資運用部 部長
	2024年2月 サムティアセットマネジメント株式会社 取締役 経営管理本部長 兼 経営管理部長 兼 リート企画 部 部長 (現任)

1. 上記補欠執行役員候補者は、2024年8月31日時点で本投資法人の投資口を68.1口（小数点第2位以下切捨て）所有しております。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているサムティアセットマネジメント株式会社の取締役 経営管理本部長 兼 経営管理部長 兼 リート企画部 部長です。なお、2024年11月1日付でサムティアセットマネジメント株式会社 取締役 経営管理本部長 兼 経営管理部長に就任予定です。
3. 上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員 藤木隆弘及び中原健夫の両名は、2024年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、改めて監督役員 藤木隆弘及び中原健夫の選任をお願いするものです。なお、任期は、2024年11月1日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況
1	ふじ き たか ひろ 藤木隆弘 (1968年4月16日)	1991年4月 株式会社住友銀行 1997年11月 朝日監査法人 2014年10月 藤木公認会計士事務所 代表者(現任) 2015年3月 サムティ・レジデンシャル投資法人 監督役員(現任) 2016年5月 ビーシーピージージャパン株式会社 監査役
2	なか はら たけ お 中原健夫 (1970年8月5日)	1998年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 1998年4月 原田・尾崎・服部法律事務所 2002年4月 American Family Life Assurance Company of Columbus 副法律顧問 2005年9月 あさひ・狛法律事務所 2007年3月 のぞみ総合法律事務所 パートナー 弁護士 2008年5月 弁護士法人ほくと総合法律事務所 代表社員 弁護士(現任) 2015年3月 サムティ・レジデンシャル投資法人 監督役員(現任) 2020年4月 一般社団法人コーポレート機能協会 監事(現任)

1. 上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案：会計監査人選任の件

会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、2024年9月17日開催の役員会の決定に基づき、m c 2 1 監査法人を会計監査人に選任することにつき承認をお願いするものです。

なお、役員会がm c 2 1 監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、本投資法人の事業規模や業務内容に適した新たな視点及び機動的な監査が期待できることに加え、監査費用等を総合的に勘案した結果、本投資法人の会計監査人として適任であると判断したためです。

会計監査人候補者は、次のとおりです。

名称	m c 2 1 監査法人
沿革	2023年8月 設立
出資金	12.7百万円
事務所所在地	京都府京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227番地 第12長谷ビル7階
業務執行社員の氏名	松永 幸廣
概要	構成人員 11名 社員（公認会計士） 5名 職員（公認会計士） 1名 その他職員 5名 (2024年6月末日現在)

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち本投資法人の規約第14条第2項に定める議案があるときは、当該議案には、本投資法人の規約第14条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、上記「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人の規約第14条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館 11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内 Room 2+3+4
TEL：03-6212-5211



開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は上記の投資主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

交通 JR各線 東京駅 日本橋口より徒歩約1分
地下鉄 大手町駅 B9b出口より徒歩約1分
(東京メトロ東西線・千代田線・半蔵門線・丸ノ内線、都営地下鉄三田線)
日本橋駅 A3出口より徒歩約3分
(東京メトロ銀座線・東西線、都営地下鉄浅草線)

お願い：駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

